

○農林水産省告示第七百三十五号  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十九の規定に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号（アメリカ合衆国産ビング種、ランパート種、レニア種及びパン種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十三年五月三十一日  
農林水産大臣 武部 勤

一 中「スイートハート種」の下に、チュレーン種」を加える。